

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【公開番号】特開2006-141788(P2006-141788A)

【公開日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2006-022

【出願番号】特願2004-337401(P2004-337401)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 5 Z

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月6日(2007.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤に形成された所定の案内路を通って送られた遊技球を保持すると共に当該保持した遊技球を予め定められた受け渡し位置へ向けて搬送する受渡し手段と、

前記受け渡し位置において、当該受渡し手段から前記遊技球を受け取って保持すると共に予め定められた目的位置へ搬送する受取り手段と、

前記受渡し手段と受取り手段とが、それぞれ前記遊技盤の前を、当該遊技盤に平行な方向に移動しながら、前記遊技球の受け渡し、並びに受け取り動作を行う構成の役物装置と、

前記案内路に設けられ、所定の条件が成立した場合に、前記遊技球を役物装置へ導入する導入装置とを備えた遊技機であって、

前記受渡し手段には、前記遊技盤に平行な方向に移動する遊技球補足手段が設けられ、この遊技球補足手段が、前記移動範囲内における前記案内路の所定の位置に対応する同時に、前記導入装置によって役物内に導入されて前記案内路を移動中の遊技球が当該案内路の所定の位置に存在した場合に、前記遊技球補足手段により前記遊技球を補足することを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記案内路には、移動する遊技球を一時的に貯留する貯留手段が設けられ、前記貯留手段は、前記受渡し手段の遊技球補足手段による補足がし易い時期に貯留した遊技球を放出するように制御されることを特徴とする請求項1記載の遊技機。

【請求項3】

前記貯留手段は、1個の遊技球を貯留すると、その他の遊技球を前記受渡し手段の遊技球補足手段によって補足できない間合いとなるように案内路を迂回させることを特徴とする請求項2記載の遊技機。

【請求項4】

前記案内路は、前記導入装置によって導入した遊技球を遊技球補足手段による補足位置への移動軌跡が、前記遊技盤に対して平行となるように形成されていることを特徴とする請求項1乃至請求項3の何れか1項記載の遊技機。

【請求項 5】

前記遊技球が前記目的位置へ到達することで、役物装置による連続作動に基づく多くの入賞を実現する入賞装置へ案内すると共に、前記入賞装置が、前記受け渡し位置での遊技球に加わる重力作用方向に設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 4 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 6】

前記目的位置には、受取り手段による遊技球の保持状態を解除し、かつ前記入賞装置へ案内する保持解除案内手段を設けられていることを特徴とする請求項 5 記載の遊技機。

【請求項 7】

前記受渡し手段から前記受取り手段への遊技球の受け渡しは、遊技盤に設けられた画像表示装置に対して、遊技者が前記画像表示装置を見るときの視線に重なる範囲内で行われるように構成されていることを特徴とする請求項 5 又は請求項 6 記載の遊技機。

【請求項 8】

前記画像表示手段は、特別図柄の変動、並びに当該特別図柄の変動に係る画像による演出表示を行う機能を備えていることを特徴とする請求項 7 記載の遊技機。

【請求項 9】

前記受渡し手段及び前記受取り手段により受け渡し、受け取りに使用される遊技球が、前記役物装置内に入賞した遊技球であることを特徴とする請求項 5 乃至請求項 8 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 10】

前記受渡し手段は、前記遊技球を吸着するための磁石を備えていることを特徴とする請求項 5 乃至請求項 9 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 11】

前記受取り手段は、前記遊技球を吸着するための磁石を備えていることを特徴とする請求項 5 乃至請求項 9 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 12】

前記受渡し手段は、前記遊技球を吸着するための磁石を備え、前記受取り手段は、前記遊技球を収容可能な収容筐体を備えていることを特徴とする請求項 5 乃至請求項 9 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 13】

前記収容筐体は、前記遊技球を吸着するための磁石を備えていることを特徴とする請求項 12 記載の遊技機。

【請求項 14】

前記受渡し手段を駆動する第 1 の駆動手段と、前記受取り手段を駆動する第 2 の駆動手段とを備え、これらの第 1 の駆動手段及び第 2 の駆動手段の駆動を制御する共通の制御手段を有することを特徴とする請求項 5 乃至請求項 13 の何れか 1 項記載の遊技機。

【請求項 15】

前記第 1 の駆動手段及び第 2 の駆動手段は、それぞれ回転電動機であり、この回転電動機の回転軸に一端部を固定されている棒体を備え、この棒体の他端部には前記磁石又は前記収容筐体が取り付けられていることを特徴とする請求項 14 記載の遊技機。

【請求項 16】

前記受取り手段の磁石は、前記受渡し手段の磁石よりも強い磁力を備え、磁力差によって前記遊技球が受け渡されることを特徴とする請求項 11 記載の遊技機。

【請求項 17】

前記受渡し手段は、前記遊技球を吸着するための磁石を備え、前記受取り手段は、前記遊技球を収容可能な収容筐体を備え、前記受渡し手段と前記受取り手段が対面した後、前記受取り手段が前記遊技球の受け渡し位置に滞在している間に、前記受渡し手段が離れ始めるこにより、前記遊技球が前記受取り手段に受け渡されることを特徴とする請求項 5 乃至請求項 9 の何れか 1 項記載の遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1に記載の発明は、遊技盤に形成された所定の案内路を通って送られた遊技球を保持すると共に当該保持した遊技球を予め定められた受け渡し位置へ向けて搬送する受渡し手段と、前記受け渡し位置において、当該受渡し手段から前記遊技球を受け取って保持すると共に予め定められた目的位置へ搬送する受取り手段と、前記受渡し手段と受取り手段とが、それぞれ前記遊技盤の前を、当該遊技盤に平行な方向に移動しながら、前記遊技球の受け渡し、並びに受け取り動作を行う構成の役物装置と、前記案内路に設けられ、所定の条件が成立した場合に、前記遊技球を役物装置へ導入する導入装置とを備えた遊技機であって、前記受渡し手段には、前記遊技盤に平行な方向に移動する遊技球補足手段が設けられ、この遊技球補足手段が、前記移動範囲内における前記案内路の所定の位置に対応する同時期に、前記導入装置によって役物内に導入されて前記案内路を移動中の遊技球が当該案内路の所定の位置に存在した場合に、前記遊技球補足手段により前記遊技球を補足することを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、役物装置に入賞した遊技球を受渡し手段の遊技球補足手段に向けて、案内路によって移動させ、この遊技球補足手段が案内路の所定位置に対応している時期に、遊技球が当該所定の位置に到達すると遊技球を補足することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項2に記載の発明は、前記請求項1に記載の発明において、前記案内路には、移動する遊技球を一時的に貯留する貯留手段が設けられ、前記貯留手段は、前記受渡し手段の遊技球補足手段による補足がし易い時期に貯留した遊技球を放出するように制御されることを特徴としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項2に記載の発明によれば、貯留手段を設けることで、遊技球の移動と、遊技球補足手段の移動とのタイミングを制御することができ、遊技性を向上することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項 3 に記載の発明は、前記請求項 2 に記載の発明において、前記貯留手段は、1 個の遊技球を貯留すると、その他の遊技球を前記受渡し手段の遊技球補足手段によって補足できない間合い(タイミング)となるように案内路を迂回させることを特徴としている。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項 3 に記載の発明によれば、貯留手段では1個の遊技球を貯留すると、その後に移動してくる遊技球を案内路から迂回させる。この迂回によって、遊技球補足手段によって補足させたくない遊技状態を確立することができる。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項 4 に記載の発明は、前記請求項 1 乃至請求項 3 の何れか 1 項記載の発明において、前記案内路は、前記導入装置によって導入した遊技球を遊技球補足手段による補足位置への移動軌跡が、前記遊技盤に対して平行となるように形成されていることを特徴としている。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

請求項 4 に記載の発明によれば、案内路を移動する遊技球の移動軌跡も、前記受渡し手段及び受取り手段と同様に遊技盤に対して平行としたため、導入装置による遊技球導入から案内路を経て、遊技球補足手段による補足、受取り手段への受け渡し、といった一連の動作の全てが見易くなり、また、奥行き方向のスペースが不要であるため、遊技盤を有効利用することができる。

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0147

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0147】

一方、前記ステップ 314 で肯定判定されると、ステップ 318 へ移行して、Vゾーン 70 に入賞したか否かが判断される。このステップ 318 で否定判定されると、ステップ 320 へ移行して所定時間が経過したか否かが判断され、否定判定されると、ステップ 318 へ戻る。すなわち、パチンコ球が Vゾーン へ到達するまでのタイムラグをとっている。このため、ステップ 320 で肯定判定されると、Vゾーンへの入賞がなかったと判断し、このルーチンは終了する。